平成29年1月6日 飯塚市告示第7号

(目的)

第1条 この告示は、健康増進法(平成14年法律第103号)の基本理念に基づき、生活 保護被保護者に健康診査を実施することにより、自らの健康状態を自覚し、生活 習慣病の予防を図り、もって市民の健康の保持及び増進に寄与することを目的と する。

(対象者)

第2条 健康診査の対象者(以下「対象者」という。)は、飯塚市福祉事務所の被保護者であって、40歳以上の者とする。ただし、健康保険、各種共済組合等の被用者保険の被保険者を除く。

(実施方法)

- 第3条 健康診査は、市長があらかじめ定める一定期間内に、健診機関又は病院等(以下「健診機関等」という。)において、個別健診により実施する。
- 2 市長は、健康診査を実施するに当たり、特定健康診査及び特定保健指導の実施に 関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)に定める項目を実施できる健診機関 に委託するものとする。

(受診回数)

第4条 健康診査の受診回数は、同一年度内において、同一人につき1回とする。 (健診項目)

第5条 健康診査の項目は、別表に定めるとおりとする。

(受診方法)

第6条 健康診査を受診する者(以下「受診者」という。)は、医療カードを健診機関 等に提示しなければならない。

(受診費用)

第7条 健康診査の受診費用は、無料とする。

(健診結果)

第8条 市長は、健康診査を実施した健診機関等を通じて、受診者に対して診査結果 を通知し、及び説明するものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表

区分		内容	
特定健康診査	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む) 自覚症状及び他覚症状の検査	
		日見近秋及OT世見近秋の様	1
		身体計測	<u>身長</u> 体重
			腹囲
			BMI
		血圧測定	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査 肝機能検査	中性脂肪
			HDL-コレステロール
			LDL-コレステロール
			GOT
			GPT
			$\gamma - G T P$
		血糖検査	空腹時血糖 (随時血糖)
		尿検査	糖、蛋白
	詳細な健診 の項目(医師 の判断によ る追加項目)	貧血検査	赤血球数
			血色素量
			ヘマトクリット値
		心電図検査	
		眼底検査	
保険者独自の 追加健診項目		血糖検査	ヘモグロビンA1c
		尿検査	潜血
		血清クレアチニン検査	1 77
		尿酸検査	
			赤血球数
		貧血検査	血色素量
			ヘマトクリット値
		心電図検査	1